

春日部市史編さん委員会条例の一部を改正する条例

春日部市史編さん委員会条例（平成１７年条例第１９７号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市市史編さん委員会条例 (設置) 第１条 市史編さん事業を円滑に推進させるため、春日部市市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (組織) 第３条 ２ (１) (略) (２) 文化財保護審議会委員 (３) (略) (４) (略) (５) (略) (任期) 第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２ 委員は、再任されることができる。 (委員長及び副委員長) 第５条 ２ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 (庶務) 第７条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部文化財保護課において処理する。	春日部市史編さん委員会条例 (設置) 第１条 市史編さん事業を円滑に推進させるため、春日部市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (組織) 第３条 ２ (１) 教育委員 (２) (略) (３) 文化財保護審議委員 (４) (略) (５) (略) (６) (略) (任期) 第４条 委員の任期は２年とし、再任することができる。 ２ 委員は、当該身分を失ったときは、同時に委員の職を失う。 ３ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長) 第５条 ２ 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。 (庶務) 第７条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部文化財保護課において処理する。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の春日部市史編さん委員会条例第3条第2項の規定により委嘱されている春日部市史編さん委員会委員は、改正後の春日部市市史編さん委員会条例第3条第2項の規定により委嘱された春日部市市史編さん委員会委員とみなす。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第 1 （第 1 条関係）				別表第 1 （第 1 条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>市史編さん委員会</u>		日 額	5,200	<u>市史編さん委員</u>		日 額	5,200
<u>委員</u>							
		円				円	